

# 平成 30 年度 事業計画

## I. 基本方針

平成 30 年 4 月からの介護報酬改定は、主に介護報酬単位の改定及び地域区分の変更である。介護報酬単위는平均 0.54%のプラス改定となった。

改定による当法人の介護報酬は、主に地域区分の変更により 5 級地から 3 級地への変更になったため人件費分の上乗せ割合がプラスとなり、介護報酬額は 2.2%程度の増収が見込まれるものの、依然として厳しい経営状況が予想されるため、法人全体で増収、経費の見直し等を行い収支の改善を図り安定的な経営を目指すこととする。

入所施設では現在の高い入所率、利用率を安定的に維持し、通所施設の「弘済ケアセンター」では通所介護の利用者増を図っていく。

三鷹市からの指定管理を受けている「けやき苑」は、平成 31 年 3 月末で 5 年間の契約が切れるため、その後の継続契約更新に向け取り組んでいく。

施設利用者については、サービス向上のほか、事故防止、認知症予防対策を講じ、職員に向けては、介護職員の精神的、身体的負担の軽減等のため、A I 見守りセンサー、介護補助装具、コミュニケーションロボット等の導入に向けて引き続き情報を集めて取り組む。

職員採用は依然として厳しい状況にあるが、介護職員確保のため、専門学校への早めの求人募集、学校訪問、ハローワーク、リクナビ等に幅広く募集をかけて職員確保に努力する。

平成 29 年度からの「中期経営計画 2019」は 2 年目を迎えるが計画目標の実現に向け推進を図っていく。

さらに、利用者サービスに関する情報開示、第三者評価の受審、地域の介護・保育ニーズに積極的に対応しながら、事業の充実を図っていくこととする。

## II. 実施計画

### 1. 法人共通事項

#### (1) 施設経営安定

社会福祉法人としての責務を果たし、組織のガバナンスの強化に努め、利用率の向上や事業活動費の収支改善に取り組むほか、運営体制及び働き方の見直しを図り施設運営の継続化に努める。また、三鷹市の指定管理を引き受けている「けやき苑」の平成31年度から5年間の継続契約確保に取り組む。

保育所運営に関しては保育指針が改定され平成30年から施行されることから、指針に沿った体制作りを努める。

#### (2) 介護報酬改定への対応

介護報酬単位の改定は、特養の多床室及び一般通所介護は単位の改定は無く、ショートステイの要介護1以上が10～15単位の幅で減、認知症通所介護は5～8単位の幅で増となったため、介護報酬単位数合計はほとんど改正前と変わらないが、地域区分の見直しによる増収があるため、法人全体としても約2.2%の増収になる見込みである。改定による看取り加算等については、条件がきびしくプラス加算に取り組むのは難しいため利用率のアップを図り増収に取り組む。

#### (3) 人材の確保と定着

人材の確保のためプロジェクトチームによる求人活動を推進し、ハローワーク、学校等との連携を深める。また、教育研修の充実、処遇改善・職場環境の整備を図り、働き方改革への対応、介護職におけるキャリアパスの構築に取り組む。

#### (4) 地域公益活動の推進

三鷹市及び関連団体、各法人と連携し、地域の実情を考慮したメニューの実施に取り組む。また、地域包括支援センターによる地域活動の協力など、法人として可能な活動について実施を目指す。

#### (5) 広報活動の充実

地域社会からの理解と信頼を得るためにホームページ及び広報誌を活用して事業活動や地域貢献活動の「見える化」を図り、経営の透明性を強化する

と共に、法人のイメージアップ、施設利用率の向上、人材確保につなげる活動を推進する。

(6) 災害・犯罪防止対策への取組

安全・安心に向けた災害・防犯対策を推進し、警察と連携した防犯訓練の実施、防犯カメラの設置を図る。また、各施設における災害時のBCP（事業継続計画）の策定に努める。

## 2. 施設サービス事業部の重点的取り組み事項

### 【弘済園・弘寿園・弘陽園 共通事項】

(1) 安定経営の確保

- ① 各施設共に、安定した収入を継続的に確保するために、利用率の最低目標（96%以上）が達成できるよう、関係機関との連携、広報活動の推進などにより新規利用者及び待機者の安定的確保に努め、空床期間の減少を図る。
- ② 今までの「質のよいサービスを提供する」という意識だけではなく、社会の動向や法人・施設の現状と将来の展望に伴う事業収支を共有できるよう努める。

(2) 人材（人財）の確保、育成の充実に向けた取り組み

- ① 法人の経営理念や施設の基本方針の考え方にに基づき、どのように業務に取り組むべきかを明確にし、職員のモチベーションの維持向上を図るため、内外研修会への参加等の研修機能の強化につとめ、積極的に職員の成長を支援して、働きがいがあり魅力的に感じる職場作りに努める。
- ② 人事考課制度の評価基準及び目的を明確にし、納得性・公正性の高い評価を行い、職員個々の能力等を客観的に把握、向上させることで将来的な人材育成につなげていく。
- ③ 職員の身体的負担の軽減策として、継続して腰痛防止策に積極的に取り組むため、移乗ボードや介護補助装具を活用したノーリフティングによる介護方法を徹底する。

- ④ 夜間業務の負担軽減のため、ベッド上の動き等を検知する見守り支援機器の導入に向けた調査・検討を行う。

(4) 防災対策の強化

入所施設共通のBCP（事業継続計画）を作成し、総合的な訓練を実施するほか、通信機器が使用不可となった場合の法人内における連絡体制及び初動対応手段を整備する。

(5) 施設整備

- ① 経年により老朽化した設備の修繕及び更新を計画的に行う。  
② 介護ICTの活用に向けた、無線LAN設備の導入を検討する。

【特別養護老人ホーム 弘済園】

特別養護老人ホーム 利用定員 100名  
短期入所生活介護施設 10名

(1) 利用者個々の状態にあった食形態と適切な口腔ケアの実施

ソフト食の提供が可能となったことから、利用者個々の摂取状態に応じた形態での食事提供ができるよう、食事サービス課と連携を図る。併せて、適切な口腔ケアを行うことで誤嚥性肺炎等のリスクを回避し、入院者の減少に努める。

(2) クラブ・レクリエーション活動の充実

各クラブ活動においては、講師及びボランティアと連携し、利用者が個々の能力と興味に応じて楽しみながら参加し、力を発揮できるよう配慮する。

また、地域のボランティアの協力を得て行事やレクリエーションの充実に努める。

(3) 短期入所生活介護の安定した利用率の確保

居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）との連携・情報交換を密にし、新規利用者の開拓に努めるほか、入院者の空床ベッドを有効に活用して常に100%以上の利用率を確保する。

(1) 生活の質の向上と精神面の安定

デイサービスやデイケア等の外部サービスの利用、入居者の要望の把握と実現、園内でのボランティア活動等自己の有用感を養える機会の支援、クラブ・レクリエーション活動の充実により、生活の質の向上及び精神面の安定を図る。

(2) 身体機能の維持、向上への取り組み

園内での体操の実施、通所・訪問リハビリ、訪問マッサージ等の外部サービスの利用、掃除や洗濯等の IADL（手段的日常生活動作）自立へ向けての支援により、身体機能の維持、向上を図る。

(3) 職員のスキルアップ及び意欲の向上

職員共通の目標を設定し、実現に向けての取り組みや話し合いの実施と職場内外の研修に参加する事により、職員のスキルアップ及び意欲の向上を図る。

(1) 重度化に対応した職員のスキルアップ

口腔ケアだけでなく、食事形態や摂取方法についての技術向上を図り、不顕性肺炎を含む誤嚥性肺炎の予防強化を図る。実施にあたっては、訪問歯科医等との連携を強化し、加算取得に向けて取り組む。

(2) 看取り介護の充実

利用者、家族の希望に沿った看取りを実践するため、勉強会や看取り後の振り返りを行い、職員のスキルアップを図る。また、保証人会での実践報告や地域への啓発のためのセミナー等を行う。

(3) 異世代間交流の推進

同建物内の保育園をはじめ、地域の学校の生徒やボランティアの受け入れを積極的に行い、利用者の楽しみのひとつとして、地域交流を推進する。

#### (4) 一般型利用者に対する取組みの充実

- ① 要支援及び要介護1以上で介護型を待機する利用者が今後さらに増加することが予想されることから、利用者の状態やニーズを定期的な訪問調査等で把握し、支援方法や介護型への移行時期を検討する。
- ② 開設後10年が経過し、利用者の心身の状態の低下が目立つことから、介護予防の活動に力を入れる。またボランティアや他施設、地域との交流もふまえ、身体的機能の維持向上だけでなく、社会的な交流による精神面の支援も図る。

### 3. 地域サービス事業部の重点的取り組み事項

#### 【弘済ケアセンター・三鷹市高齢者センターけやき苑 共通事項】

##### (1) 制度改正への対応

「地域包括ケアの拡充」に関する保険者（三鷹市）の方針について、正確な情報の把握に努め、介護予防・日常生活支援総合事業及び委託事業の将来的な方向性について当法人として取り組むべき課題を整理する。

三鷹市による介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスは、当面は従来のサービスを継続しつつ、半年の準備期間を経て、新たな市基準のサービスへの移行が予定されている。制度変革の動向を踏まえつつ、介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスと介護予防に関する委託事業の実施体制や方針について検討する。

地域包括支援センターでは、その機能強化を進めるため、在宅医療・介護連携の推進、生活支援サービスの充実・強化、認知症施策の推進、地域包括ケア会議の推進という四つの重点項目について、前年度に引き続き、積極的に推進する。

##### (2) 通所介護事業に関する制度改正への対応

「介護予防・日常生活支援総合事業」の通所型サービスについては、原則として3時間程度の短時間滞在とし、午前と午後で異なる利用者にサービスを提供する体制を継続しつつ、他事業所の動向、新規利用者の申込み状況を踏まえ、定員設定や送迎体制等効率的な運営を検討する。

居宅介護支援事業者や地域包括支援センターとの連携に努め、当事業所の特徴をアピールすることで、通所サービス全体の利用者増を図る。

(3) 認知症対応型通所介護事業に関する制度改正への対応

短期入所サービスの利用が多く、利用率の向上は困難であるが、運営の工夫により利用率の維持に努める。また、地域により開かれたサービスとなるよう、「運営推進会議」を、内容を工夫しつつ、年間2回開催する。

(4) 居宅介護支援事業

算定可能な加算について、運営規準を遵守しつつ積極的に算定する。サービス提供機関との連携を密にすることで利用者の日常生活に関する情報の収集に努め、カンファレンスを通じて、よりの確なアセスメントを実現する。事業者連絡協議会の企画や地域包括支援センターのケア専門職交流会への参加を通じて、地域の社会資源を把握し、居宅介護支援計画の作成に積極的に活用する。

(5) 2施設の協力体制の確立と運営内容の標準化

2センターの主任会、所長会の連携を密にし、部内全体の協力体制を確立し、提供するサービス内容の標準化を図る。

【弘済ケアセンター】

利用定員 52名

(1) 通所介護事業

介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスは、三鷹市が国基準相当のサービスを半年間（市基準のサービス準備期間）継続する間は、国基準相当のサービスを、午前5名、午後5名の計10名程度を定員として継続する。予防専用のプログラムを設定し、利用者個々が自立と自律を意識し、地域の様々な場に積極的に出かけて、それぞれの地域で支えあう生活を実現することを働きかける。午前の利用者には昼食を提供し、午後の利用者には講師の指導による趣味活動を提供することとし、プログラム内容に特徴を持たせる。

要介護認定者を対象とする通所介護では、月々のモニタリング報告やサービ

ス担当者会議において、当事業所の利用効果を積極的アピールし、現利用者の利用回数増と新規利用者の獲得に努める。

## (2) 認知症対応型通所介護事業

短期入所サービスを併用する利用者の増加に伴い、利用率が低迷していることから、利用者個々のサービス利用状況の把握に努め、空きのある日への暫定的な利用回数増を積極的に働きかけ、利用率の向上に努める。

## (3) 三鷹市の委託事業

介護保険事業以外の三鷹市からの委託事業について、一般介護予防事業は、健康推進課の方針に沿って、前年度と同じく、午前は現利用者の活動を継続し、午後は3カ月を1クールとするはつらつ体操教室を年間3クール実施する。介護予防・日常生活支援総合事業に関する動向を踏まえつつ、健康推進課、高齢者支援課との協議を深め、本事業の今後の位置づけについて検討する。

高齢者・障がい者言語リハビリテーション事業は、活動を通じてコミュニケーションの力と積極性を取り戻し、社会参加を促す。

配食サービスは、直接雇用のパート配送員をシルバー人材センターによる派遣体制に完全移行することにより、安定的な人員の確保とリスク管理を図る。

高齢者生活援助員派遣事業では、要介護高齢者や精神疾患を持つ入居者が増加しており、生活援助員の負担も増大しているため、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターとの連携を強化する。地域の高齢者が集う拠点として機能できるよう、隣接する都営住宅の住民との交流を図る。

脳の健康教室は、今年度も、4カ月1クールで開催する。健康推進課、高齢者支援課との協議を深め、学習サポーターの活躍の場を含め、本事業の今後の位置づけについて検討する。

## 【三鷹市高齢者センターけやき苑】

利用定員 57名

### (1) どんぐり山の通所サービス利用者の移行受け入れ

平成30年度末に予定されている指定管理の事業所であるどんぐり山の廃止に



に伴い、同事業所の現利用者の移行受け入れ先として、三鷹市、どんぐり山と協議の上、積極的に協力する。利用者のご家族に対しては、円滑に移行できるよう個別に丁寧な対応に努める。

#### (2) 指定管理事業所としての効率的な運営

どんぐり山の廃止に伴うサービス継承に協力しつつ、平成 31 年度から 5 年間の指定管理に関する基本協定の締結に向けて、サービス内容・質の向上を目指し、利用者が抱える障がいなどの重度化や多様化に、高い水準で対応できる施設を目指す。また、利用率の向上を目指すとともに、委託業務や保守管理等の見直しや節電、職員配置の検討等による経費の節減を行い、効率的な事業運営に努める。

ボイラー、室内外の照明器具、外床タイル、エレベーター、電話機などの設備や備品等、利用者に直接影響するものについては、早期に更新できるよう市と協議していく。

#### (3) 通所介護事業

通所介護事業全体の定員枠 45 名、職員配置は現行のままで、介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスについては、午前 5 名、午後 5 名の計 10 名を定員とする。要介護認定者を対象とする通所介護は、一日 40 名を定員とする。予防対象者の定員枠を維持しつつ、介護対象者の利用者増を図ることにより、収入増を目指す。どんぐり山利用者の移行受け入れ状況によっては、利用定員の設定を見直し、運営基準上必要となる職員の配置を行う。

介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスについては、利用者個々が自立と自律を意識し、地域の様々な場積極的に出かけて、それぞれの地域で支えあう生活を実現することを働きかける。当面は、市の基準による基準緩和型の通所型サービスを継続しつつ、市基準のサービス単価、他事業所の動向、新規利用者の申込み状況等を踏まえ、定員設定や送迎体制等効率的な運営を検討する。

#### (4) 認知症対応型通所介護事業

短期入所サービスを併用する利用者の増加に伴い、利用率が低迷していることから、利用者個々のサービス利用状況の把握に努め、空きのある日への暫定的な利用回数増を積極的に働きかけ、利用率の向上に努める。

#### (5) ランチサービスの拡充

地域の高齢者相談や外出先、食事の確保としてのみならず、世代を超えた住民同士の交流の場として、けやき苑を活用してもらえるよう、ランチサービスの内容を拡充する。具体的には、本来の定食型メインメニュー以外にも、食数の調整が可能なサブメニューを導入し、予約やキャンセル料を廃止することで、利用しやすくする。実施にあたっては、調理業務を委託している専門業者の協力を仰ぐ。

#### (6) 地域への働きかけ

地域サービスデーを継続して開催し、地域との協力体制の強化や、認知症やその他の高齢者の抱える問題について啓発を行う等、地域貢献に努める。指定管理の施設として、地域福祉の増進に、なお一層寄与するため、ランチサービスの拡充や食堂の空き時間の活用をはじめ、地域に貢献できる事業を模索する。

### 【三鷹市東部地域包括支援センター・三鷹市西部地域包括支援センター】

#### (1) 総合相談・支援

担当圏域の地域ケアネットワークを始め、関係者・団体等とのネットワーク構築を目的とした働きかけを積極的に行い、地域包括ケアシステムの拠点の一つとして機能できるよう連携体制の強化を図る。

#### (2) 包括的・継続的ケアマネジメント

包括的・継続的ケアマネジメント実践力を養うため、地域の各種専門職のニーズに応じた研修・事例検討・情報提供等を、ケア専門職交流会や地域包括ケア会議の場を活用して行う。連携に関する課題等を把握した上で、医療及び関係機関との連携体制の構築を支援する。居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員同士のネットワーク構築を支援する。

#### (3) 権利擁護

サービス提供事業や民生委員等の地域の関係者への高齢者虐待、権利擁護に関する啓発活動をさらに強化する。権利擁護センターみたか、消費者活動センター、三鷹警察署、三鷹市生活・就労支援窓口等とのさらなる連携強化を図る。

#### (4) 介護予防ケアマネジメント

介護予防・日常生活支援総合事業について、地域全体が介護予防への関心を高め、共に支えあう意識を持てるよう、介護予防教室や様々な地域の集まりの場を活用して、啓発活動に取り組む。介護予防のために、地域の関係者や団体等との連携を強化し、配慮や見守りの必要な高齢者の情報を適正に把握・共有し、必要な対応を行う。

#### (5) 介護予防支援

要支援認定者及び介護予防・日常生活支援総合事業対象者の適正な把握に努め、相談から介護予防支援を経て、地域資源の利用への流れが、円滑に進められるよう体制を整備する。介護予防支援業務に係る居宅介護支援事業所への委託を推進し、包括的支援業務に取り組む時間を確保する。

#### (6) 地域包括ケア会議の充実

地域包括ケア会議（1層）を開催し、個別ケースの事例検討を積み重ねる。日常生活圏域・担当地区全域（2層）の地域包括ケア会議を地域支援連絡会と一体的開催し、地域課題を整理・抽出する。市全域を対象とする地域包括ケア会議（3層）の設置・開催について、三鷹市に協力する。

#### (7) 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療と介護の連携に関する地域課題の抽出と対応策の検討を行うため、三鷹市が設置している「三鷹市在宅療養推進協議会」及び「検討部会」に協力する。新たに開設された「連携窓口みたか」と連携し、在宅医療・介護連携に関する相談支援体制や、切れ目なく在宅医療と介護が提供される体制の構築に取り組む。

#### (8) 生活支援サービスの体制整備

社会福祉協議会の生活支援コーディネーターと連携し、担当地区の社会資源の把握と開発、資源や担い手のネットワークの構築、ニーズを持つ高齢者と社会資源とのマッチングに取り組む。地域の自主的な活動の安定した継続を目指して、側面的に支援する。

## (9) 認知症施策の推進

「認知症にやさしいまち三鷹の推進」の一環として、市と共催で、市民向けの認知症に関する啓発活動を開催する。地域の各種団体や住民に対して、認知症サポーター養成講座の開催を積極的に働きかける。また、みたかキッズサポーター養成講座や修了者向けフォローアップ講座・活動の場についても継続すると同時に、認知症ケアパスの普及を図る。

「認知症アウトリーチチーム派遣事業」を有効活用し、認知症地域支援推進員や認知症疾患医療センター（杏林大学医学部附属病院）との連携を図る。認知症初期集中支援推進事業を活用し、在宅の認知症状を有する高齢者の早期発見から、必要な医療・介護サービス利用による在宅生活体制の構築が、円滑に進められるよう努める。

## (10) 法人独自の地域への働きかけ

「地域ケアネット東部」「地域ケアネットにしみたか」への参加・協力を継続しつつ、担当圏域内の関係者や団体とのネットワークの構築に努め、今後の連携体制（介護予防・認知症ケア・虐待予防・防災対策など）の強化を図る。

東部では、生活支援体制整備事業を進めるに当たり、担当地域の資源調査を継続し、把握・整理できた内容を冊子「じもしる」として発行することで、地域資源の担い手同士をつなぐと同時に、地域住民への周知を図る。自主グループ等の活動場所として、法人の空いている部屋の活用・提供を継続する。地区公会堂での相談サロン、出張相談や体操教室等の独自の地域での活動を継続する。

西部では、広報誌「いのじん」の取材、発行により、住民や住民組織とつながるきっかけをつくり、社会資源の把握、開発、マッチングへの取り組みをおこなう。地区公会堂での相談サロン、出張相談や体操教室等の独自の地域での活動を継続する。昨年度開始した、いのじん保健室を通じて、圏域内の相談・連絡体制の拡充を図る。

東部の東京弘済園まつり、西部の地域サービスデーの開催を継続し、近隣住民への働きかけ、啓発活動を継続する。

#### 4. 保育事業部門の重点的取り組み事項

【 弘済保育所（おひさま保育園） 】

利用定員 60 名

(1) 高齢者施設との世代間交流

高齢者施設に併設された特色を生かし、継続的に世代間交流を図る。

(2) 地域子育て支援

一時預かり事業や子育て支援事業等を通じて地域との交流を図る。

(3) 保育指針改定の対応

平成 30 年度から施行される保育指針の改定に伴い、保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、保育所の機能及び向上に努める。

(4) 第三者評価

平成 30 年度の「福祉サービス第三者評価」（3 年毎に 1 回）等を踏まえて保育サービスの向上に努める。

#### 5. 食事サービス及び総務関係部門の重点的取り組み事項

【 食事サービス課 】

(1) 栄養ケアプランの作成と栄養改善

栄養ケアプランを作成するにあたり、医師・看護師・担当ケアワーカーと相談し利用者の身体状況に応じた栄養補給を検討する。

(2) ソフト食の提供

嚥下機能の低下している利用者に更なる安全な食事提供をするために、各職種と連携をとりソフト食の導入となった。コスト面を考慮しながら必要な食材・調理機器・器具を使用しサービスの向上を図る。

- (3) 事務作業用の栄養ソフト見直しによる栄養業務の効率化  
栄養業務ソフトの改善により、栄養業務の効率化を図る。

【 総務課 】

- (1) 事務の効率化及び設備管理体制の整備

業務分担を見直し、効率的な事務作業及び施設管理体制の整備を進める。

また、勤怠管理システムの本稼働による労働時間の管理体制の強化を図る。

- (2) 改正労働契約法の対応

改正労働契約法（H25.4/1 施行）の無期転換ルールに伴う、有期契約労働者の無期転換対応の実施。

- (3) 関係法改正への対応

平成31年10月の消費税10%引き上げの影響、法人課税問題等に関する法改正の情報等について情報把握と対応に取り組む。また、働き方改革関連法案の施行に向け対応を検討する。

- (4) 財務規律の強化

監査法人による助言指導に基づき、新会計基準に沿った財務運営を推進する。  
収入・費用配賦に関するルールの一覧化及び基準化に努める。

- (5) 研修の充実

法人職員の知識の向上のため、研修を計画的に実施していく。

- (6) 広報の強化

法人ホームページの更新、法人広報紙配布等の継続の他、全国社会福祉法人経営者協議会ホームページでの「地域における公益的な取組」の発信の開始など、法人の活動と意義について広報を強化していく。